

# 心配ごと、悩みごとを ひとりで抱えていませんか？

あなたの近くにも民生委員・児童委員がいます。

## 民生委員・児童委員とは

### ◎住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。  
全国共通の制度として、全国どこのまちでも活動しています(全国に約23万人)。

### ◎身近な相談相手、見守り役として活動しています

#### 【身近な相談相手として】

住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じます。  
そして、その課題が解決できるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

#### 【地域の見守り役として】

定期的な訪問等を通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行なっています。

#### 【地域での孤立をなくすために】

子育て中の親が育児の相談をしたり、リフレッシュできる「子育てサロン」や、地域の高齢者の集いの場としての「いきいきサロン」等を運営しています。

#### 【子どもたちの安全を守るために】

登下校中の子どもたちを見守ったり、遊び場の危険箇所を点検するなど、子どもたちの安全を守るための活動を行なっています。

他にも、災害に備えた活動や行政への協力など、さまざまな活動を行なっています。

## 民生委員制度は100年の歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年、100周年を迎えました。

100年にわたり、住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

# どうぞお気軽にご相談ください。